

(改正後)

(改正前)

J Aバンク茨城優遇プログラム (J A常総ひかり版) 規定

1 内容

「J Aバンク茨城優遇プログラム (J A常総ひかり版)」(以下「当サービス」といいます。)は、常総ひかり農業協同組合(以下「当組合」といいます。)所定の基準によりお客様の取引内容を得点に換算し、合計得点に応じて3段階(以下「ステージ」といいます。)を設定し、ステージに応じて金利・手数料・各種サービス等の優遇を提供するサービスです。

2 (省略)

3 開始時期

当サービスは、当組合所定の日からサービスの提供を開始します。ただし、優遇の種類によっては、当組合所定の登録手続を行った日より提供開始となる場合があります。

4 得点・ステージ

(1)～(2) (省略)

(3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。

J Aバンク茨城優遇プログラム (追加) 規定

1 内容

「J Aバンク茨城優遇プログラム (追加)」(以下「当サービス」といいます。)は、常総ひかり農業協同組合(以下「当組合」といいます。)所定の基準によりお客様の取引内容を得点に換算し、合計得点に応じて3段階(以下「ステージ」といいます。)を設定し、ステージに応じて金利・手数料・各種サービス等の優遇を提供するサービスです。

2 (省略)

3 開始時期

本サービスは、当組合所定の日からサービスの提供を開始します。ただし、優遇の種類によっては、当組合所定の登録手続を行った日より提供開始となる場合があります。

4 得点・ステージ

(1)～(2) (省略)

(3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。

得点対象取引	取引内容	得点
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られており、 <u>月間取引金額が5万円以上であること。</u>	30
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	50
販売代金自動受取	販売代金（米・農産物代金等）として発信された5万円以上の振込を受け取られていること。	30
公共料金自動支払	一定期間内に電気・電話・ガス、水道、NHK料金を口座振替にて自動支払されていること（1項目毎に5点ずつ付与します）。	5~25 (上限25)
J Aカード利用	一定期間内にJ Aカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払されていること。	30
<u>J Aネットバンク（個人I B）</u>	<u>判定基準月にJ Aネットバンク（個人I B）をご契約いただいていること。</u>	20
<u>通帳レス口座（1口座以上）</u>	<u>月末時点で通帳レス対象口座のうち、当座性貯金口座を含んで1口座以上が通帳レスとなっていること。</u>	20
正組合員資格	月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	30
准組合員資格・正組合員家族	月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。または当組合の正組合員の同居家族であること。	20
貯金残高	当組合所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円毎に1点ずつ付与します）。	1~50 (上限50)
ローン残高 500万円以上	当組合所定のローン（住宅、カード、マイカー、教育、リフォーム、多目的、フリーローン等）を月末時点で合計500万円以上利用されていること。	40
ローン残高 500万円未満	当組合所定のローン（住宅、カード、マイカー、教育、リフォーム、多目的、フリーローン等）を月末時点で合計500万円未満利用されていること。	30

得点対象取引	取引内容	得点
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られていること。	30
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	30
販売代金自動受取	販売代金（米・農産物代金等）として発信された5万円以上の振込を受け取られていること。	30
公共料金自動支払	一定期間内に電気・電話・ガス、水道、NHK料金を（追加）自動支払されていること（1項目毎に5点ずつ付与します）。	5~25 (上限25)
J Aカード利用	一定期間内にJ Aカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払されていること。	30
<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>
<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>
正組合員資格	月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	20
准組合員資格・正組合員家族	月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。または当組合の正組合員の同居家族であること。	20
貯金残高	当組合所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円毎に1点ずつ付与します）。	1~50 (上限50)
ローン残高 500万円以上	当組合所定のローン（住宅、カード、マイカー、教育、リフォーム、多目的、フリーローン等）を月末時点で合計500万円以上利用されていること。	40
ローン残高 500万円未満	当組合所定のローン（住宅、カード、マイカー、教育、リフォーム、多目的、フリーローン等）を月末時点で合計500万円未満利用されていること。	30

(4) ~ (5) 省略

5 優遇

(1) ~ (2) 省略

(3) 優遇内容、優遇期間については次の通りとします。ただし、その他の優遇内容の詳細については店頭等でお知らせします。

優遇項目	優遇内容	ステージ		
		1	2	3
J A ネットバンク振込手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、J A ネットバンクによる振込を行った場合 <u>(削除)</u> 、ステージ別の優遇回数まで <u>(削除)</u> 振込手数料が無料となります。 <u>(注1・2)</u>	1回 まで	2回 まで	3回 まで
<u>提携</u> A T M 入出金手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、 <u>提携</u> A T M <u>(注3)</u> において有料となる入出金取引を行った場合、ステージ別の優遇回数まで手数料が無料となります。 <u>(注1)</u>	-	1回 まで	3回 まで

(注) 1 A T M 入出金手数料無料・J A ネットバンク振込手数料無料の対象口座は「当座一般、普通 (一般・総合・営農)」となります。

2 J A ネットバンク振込手数料無料について、振込手数料先方負担の場合は優遇対象外となります。

3 対象となる A T M はセブン銀行、ローソン銀行、イーネット、ゆうちょ銀行となります。

(4) ~ (5) 省略

5 優遇

(1) ~ (2) 省略

(3) 優遇内容、優遇期間については次の通りとします。ただし、その他の優遇内容の詳細については店頭等でお知らせします。

優遇項目	優遇内容	ステージ		
		1	2	3
J A ネットバンク振込手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、J A ネットバンク <u>を用いて</u> 振込を行った場合 <u>について</u> 、ステージ別の優遇回数まで、 <u>J A ネットバンク</u> 振込手数料が無料となります。 <u>(追加)</u>	1回 まで	2回 まで	3回 まで
<u>(追加)</u> A T M 入出金手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、 <u>提携</u> A T M <u>(※)</u> において有料となる入出金取引を行った場合、ステージ別の優遇回数まで手数料が無料となります。 <u>(追加)</u>		1回 まで	3回 まで

(追加)

(追加)

(※) 対象となる A T M はセブン銀行、ローソン銀行、イーネット、ゆうちょ銀行 A T M となります。

(削除)

6 (省略)

7 変更・終了

(1) 当組合の事情により事前に通知することなく、当サービスの内容（得点の対象となる取引、得点、ステージ、優遇内容、規定等）を変更、または当サービスを終了することがあります。

(2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。

- ①お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合
- ②お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合
- ③すでに利用されているローンを延滞されている場合
- ④契約者本人が亡くなった場合

⑤得点対象取引の有無、残高等が、当組合の責によらず確認できなかった場合

⑥金融情勢の変化、その他予見しがたい事情が発生した場合

(※) 2021年9月25日から30日の期間においては取引時に手数料が発生しますが、同11月初旬にキャッシュバックが行われることにより優遇が行われます。また、当該期間においては、MICS提携行もキャッシュバックの対象となります。

6 (省略)

7 変更・終了

(1) 当組合の事情により事前に通知することなく、本サービスの内容（得点の対象となる取引、得点、ステージ、優遇内容、規定等）を変更、または本サービスを終了することがあります。

(2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。

- ①お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合
- ②お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合
- ③すでに利用されているローンを延滞されている場合
- ④契約者本人が亡くなった場合

(追加)

⑤金融情勢の変化、その他当組合が相応の事由があると判断した場合

⑦その他当組合が、一部または全ての優遇措置を行わない合理的な理由があると判断した場合

8 (省略)

(令和5年2月1日現在)

(追加)

8 (省略)

(令和3年6月1日現在)